

隋煬帝期官制改革の目的と性格

内田昌功

はじめに

隋の第二代皇帝煬帝は即位すると積極的な改革に着手する。府兵制や均田制などの基幹となる諸制度の整備、官制改革、礼制改革、東都洛陽城の建設、大運河開鑿などのインフラ整備、長城修築など、その改革は広範囲に及ぶ。本稿はこれらの中から官制改革を取り上げ、論じるものである。

煬帝期を含む南北朝後期から唐への官制の展開については、まず陳寅恪氏『隋唐制度淵源略論稿』によつて、基本的には北魏→北斉→隋→唐、兵制関連については西魏→北周→隋→唐という系譜の概観が示された⁽¹⁾。また浜口重國氏は隋文帝期の諸改革を中央集権化と皇帝権強化という視点からとらえ、中国史上画期的な改革という評価を与えた⁽²⁾。陳氏が制度の連續性の軌跡を導き出したのに対し、浜口氏は連續性の中での隋文帝期の段階性を明らかにしたのである。両者の研究はその後の隋唐官制の研究に基本的な枠組みを提供したと言える。

こうした中で煬帝期の官制については、隋代史・煬帝期史への関心から、また唐制の成立過程への関心から盛んに研究がなされてきた。まず煬帝期史の性格に言及した研究には、杉井一臣氏「隋、煬帝の司隸台創設について」、

氣賀沢保規氏「隋煬帝期の府兵制をめぐる一考察」、平田陽一郎氏「隋煬帝期府兵制の再検討——総管制廃止と都尉官設置について——」⁽³⁾がある。杉井氏は司隸台の創設を地方に對する中央の支配統制の強化と理解し、隋末の混亂の中で機能を失つたことを述べる。また氣賀沢氏は煬帝期において軍事における一元的体制が確立されつつも、高句麗遠征や反乱の鎮圧において限界を露呈したことを指摘する。一方平田氏は総管府廃止によつて一元化が進められる中で、なお地方と中央の間に存在する都尉に注目し、軍事の中央一元化を別の角度から検討している。このように煬帝期に特徴的な司隸台・鷹揚府・都尉の検討から、煬帝期において中央の統制の強化・一元化が図られ、隋末において制度的限界に直面したことが明らかにされている。この他、やはり煬帝期に特徴的な官であり、その後半に設置される驍果や通守について多くの研究があり、限界に直面した諸制度の補完、また隋末の混乱への対応などの観点から検討がなされ、煬帝期の性格や位置付けについて追求されている。⁽⁴⁾

また唐制の成立過程として煬帝期官制を論じた研究も多數ある。数量が多いために、個々の研究を挙げることはできないが、例えば政策決定に關わる三省については、その成立過程における煬帝期の改革がしばしば取上げられ⁽⁵⁾、また官僚制の柱の一つである散官についても、やはり唐制の成立過程として煬帝期の制度が論じられている。⁽⁶⁾府兵制については、その上部機構である衛府や鷹揚府、また總管に關する研究が多い⁽⁷⁾。さらに唐職員令の成立に対する関心から、煬帝期官制と唐制とが比較検討されていいる。⁽⁸⁾

このように煬帝期官制については主として二つの関心から検討が加えられ、すでに膨大な成果が蓄積されている。

こうした研究の現状に立つて、筆者が関心を寄せるのは、第一に官制における象徴性の問題である。官制には機能

と象徴という二つの側面がある。北周が『周礼』の官制を用い、宋朝や明朝が唐の官制を意識したように、官制はその王朝のアイデンティティや存在理念を象徴する役割を持つていて。こうした象徴作用は礼制や都城計画に端的な手がかりになると思われる。煬帝期の官制改革の多くは実はこうした象徴作用を意識したものなのである。従来の煬帝期官制の研究では、その機能の側面に関心が集中し、象徴性についてはまつたく検討されることがなかつた。

第二の関心は官制改革の全体的なプランである。煬帝期の改革は官制全般にわたり、上は省・台・寺・監の統廃合から下は属官の置廃まで、また古制の復活や過去に見られない新しい官の創設、実質をともなわない名称上の改変など、多種多様な改革がなされた。こうした大規模かつ多様な官制の再編には、当然何らかの目的やビジョン、理念があつたはずである。先述したように官制の機能面については研究の蓄積があり、それと一点目で述べた象徴性の側面とをあわせて考えることで、官制改革の全体像を見通すことができると思われる。また官制が統治の手段である以上、官制改革の理念は、統治に対するそれを端的に示しているであろう。つまり官制改革全体を貫く理念を導くことで、煬帝の政策理念を明らかにできると思われる。

第三の関心は、文帝期の制度と煬帝期の制度の関係、煬帝期の制度と唐制との関係を明らかにすることである。すでに多くの先学によつて一部の官制の系譜についてはかなり明確にされ、そこから隋制と唐制との関係の深さが指摘されてきた。しかし関係が深いとはいえ、両者の間には相違点も多く存在し、また唐でも高祖期と太宗期とでは異なるのである。隋制と唐制の関係を論じるには、官制全体において具体的に唐が継承した制度と廢棄し

た制度を挙げ、その特徴と意味について検討する必要がある。一方こうした官制の継承関係は、それぞれの政策理念を反映すると予想される。ここから文帝・煬帝・唐初政権の位置付けを政策理念の変遷から具体化することもできると思われる。

以上三点の問題を明らかにするための準備として、煬帝期の個々の改革における目的・系譜・唐制との関係などについてはすでに整理検討した（「煬帝期官制改革についての基礎的研究」『史朋』三三一二〇〇〇、以下前稿と呼ぶ）。本稿は前稿の結果を受けて、前稿では論じることのできなかつた改革の全体像、前後の時代との関係、煬帝期史の性格について考察するものである。なお本稿では、前稿で論じたことについてはその結論だけを記し、細かい考証や史料については、行論上必要なものだけ記載した。それらの点については前稿を参照願いたい。

第一章 官制改革の諸特徴

まず煬帝期の官制改革を見通すために、そこにどのような特徴があるのか分類整理する必要がある。改革全体を通して観察し分類区分すると、次の五つの特徴に集約できる。

① 機構・組織の整理

ここで言う機構・組織の整理とは、省・台・寺・監・衛・府、その下の局や署、またその属官の、職掌による移転や、必要性の度合いに応じての置廃・統合などを指す。機構・組織の整理は煬帝期の官制改革で最も大きな比重

をしめる。個々の改革については前稿で考察したので、以下それをもとに全体的な整理について概観することにする。

煬帝は官府の性格によつて、省・台・寺・監・衛・府に分類区別し、長官・次官の呼称や官品、主典や管轄部署などの呼称をそれぞれ統一した。また四等官制を確立して、四等官及び檢勾官という官制全体を横に貫く原理で統一した。⁽⁹⁾つまり省・台・寺・監・衛・府による縦の分類区別と、四等官制による横の統一原理によつて煬帝期の官制は極めて整然とした文様に織り上げられているのである。なお四等官制については、それと表裏の関係にある職掌分担は南北朝期を経て形成されてきたものと思われるが、煬帝期に多くの官府で次官や判官が新たに設置され四等官としての体制が整えられており、制度が確立されたのは煬帝期である。

次に統属レベルごとに整理の状況を確認する。まず省・台・寺・監・衛・府レベルでの整理について見る。これについては門下省の改革と太府寺の改革が当てはまる。門下省は漢の侍中以来、侍従官という性格により、皇帝に近侍して政策決定に関与し、皇帝の日常生活をサポートし、また出使等、多様な職掌を担つてきた。改革以前において、門下省を特徴づける最大の性格は近侍という点にあつたが、この改革で近侍という枠組みははずされ、皇帝による政策決定の補助を主な職掌とすることになる。門下省史上で最大の改革と言うことができる。この結果、皇帝の日常生活に対する奉仕の職掌は新設された殿内省に、出使は同じく新設された謁者台にそれぞれ分割されることになる。⁽¹⁰⁾

太府寺改革は、本来の朝廷の工場という性格を少府監として分離し、散在していた貨幣・財貨・交易に關係する

署を新たに太府寺として再編成して、都における貨幣経済・交易の活発化に対応しようとをするものであつた。⁽¹¹⁾

こうした省・台・寺・監・衛・府の整理にあわせて、それに所属する部署や属官についても再編された。寺・監に属する署については、前稿付表2にまとめた。署の配置にはかなり手が加えられており、必要性のうすい局・署は淘汰され、また上部官厅の職掌に応じて適当な配置が取られたことがわかる。一六衛府に所属する軍府についても整理がなされた。一六衛府が整頓されるとともに、北周以来の、由来を異にする様々な性格の軍府の混在が、鷹揚府制の創始により均質化されたのである。⁽¹²⁾

このように官制全体において大小様々な整備がなされている。

② 軍事的性格の縮小

魏晋南北朝期は分裂という社会の様相から、官制はもちろん社会のいたるところに戦時的な性格が拡大した時代であった。煬帝は文帝期における南北統一を受けて、こうした軍事的性格の縮小を図っている。まず第一に総管府の廢止を擧げることができる。総管府は元は都督府として魏晋南北朝期をとおして四百年にわたって地方軍政上大きな権限を持ち、その分権的性格そのものであつたとさえ言えるが、南北の統一と後述する漢制採用の方針とによって廢止されることになる。⁽¹³⁾

また官名に多く残されていた軍事的な要素を徹底的に排除している。州の属官である司馬・長史、諸曹參軍事、行參軍などの官は元は軍府官に由来するが、すでに武官としての性格を失い、行政官となつていた。煬帝はこれら

をすべて丞、書佐などの文官的名称に改めた。⁽¹⁴⁾

さらに散号将軍は廃止され散実官も改名改編される。『隋書』卷一八百官志下に次のようにある。

舊都督已上、至上柱国、凡十一等、及八郎・八尉、四十三號將軍官、皆罷之。

廃止された上柱国から都督にいたる一一等官とは、同じく隋志に、

高祖又採後周之制、置上柱国・柱国・上大將軍・大將軍・上開府儀同三司・開府儀同三司・上儀同三司・儀同三司・大都督・帥都督・都督、總十一等、以報勤勞。(中略)又有翊軍等四十三號將軍、品凡十六等、爲散號將軍、以加汎授。

とあり、北周の制度を採用したものであり、系譜的にはさらに北周をさかのぼって、西魏の二四軍の官階に由来する。この一一等官は、実際には廃止されたのではなく、散職に再編されたのであるが⁽¹⁵⁾、そこでは五品以上において大夫という名称が用いられ、文官的性格が強調されたのである。

さらに御史台が持つていた皇帝の郊祀時などにおける警備の職掌は、一六衛府のひとつ候衛府へ移される。これによつて御史台の職掌は監察のみとなる。⁽¹⁶⁾

こう見てくると煬帝期の官制改革における軍事的性格の縮小については、実質的なものと、形式的なものの二つがあることがわかる。

まず実質的な改革についてであるが、これは具体的には総管府の廃止と御史台の改革である。総管府は、南北統一とその後の旧南朝地域による反乱の鎮定、また北方では文帝期末の突厥に対する軍事的勝利、突厥が鉄勒に敗れ

たことによる勢力の後退という情勢の中で、中央集権化の徹底、漢にならつた地方制度の確立（後述）を目的として廃止されたのである。また御史台の改革は職掌による整理であり、①に分類することも可能である。

次に形式的な改革についてであるが、司馬・長史、參軍事、行參軍の改名や四三号將軍の廃止がこれにあたる。長史・司馬、參軍事、行參軍の改名は実質的な変化のない改名である。また四三号將軍の廃止は散官の整理ととらえることもできるが、三系統の階官のうち、軍官の名称に由来する二系列が廃止あるいは改名改編されたことを考慮すると、やはり軍事的性格の排除が意図されていたと考えられる。いずれにせよ煬帝期の官制においては実際の武官である一六衛府を除き、武官的名称が消えるのである。

③ 北朝的性格の削減

さらに煬帝期の官制改革においては北朝的な性格も削られることになる。

文帝は、軍事関係などの一部を除き、周礼にならつた北周の官制を廃し、魏晋以来の系譜を引く北齊の官制に手を加えた制度を使用するが、必然的にそこには北周的な、あるいは北齊的な要素が多く含まれていた。煬帝はこうした要素を大きく削っている。

まず一つめは総管府である。総管府についてはすでに見たように、根本的には曹魏以来の都督に由来し、直接的には北周明帝期に始まるものであった。

二つめに三師の廃止が挙げられる。太師・太傅・太保は史書上ではそれぞれ先秦までさかのぼるが、『通典』卷

一一職官三に、

後魏以太師・太傅・太保謂之三師

とあって、それらを総称して三師と呼ぶのは北魏以来であり、北齊や文帝も置き、煬帝の大業三年に廃止された。この廃止には有名無実であるためという理由も考えられるが、同様の官で漢以来の系譜を引く三公は存続されており、別に理由があるように思われる（後述）。

三つめは、官階の改革である。北魏・北齊・隋文帝期は九階を正・従二階に分け、四品以下の階をさらに上・下に分けた、計三〇階の官階を用いたが、煬帝はこれを改め、上・下の区分をやめ、ただ正・従で分けるのみの一八階の官階を採用した。

四つめは内侍省の改名である。隋文帝期の内侍省は北齊の中侍中省を受け継ぎ、楊忠の諱を避けて改名したものである。内侍省、あるいは中侍中省という名称は北朝に特徴的なものであり、煬帝は長秋監と改名する。⁽¹⁷⁾

五つめは上柱国以下の一二等官の改名である。これについては②で述べたように、西魏の二四軍に由来するものである。よく知られているように、西魏・北周・隋は軍閥的性格の強い集団が支配層を形成した王朝であるが、その集団内の階層において最も重要な意味を持ったのがこの上柱国から都督に至る官階なのである。この廃止は、そこに象徴される西魏以来の連續性を断つとする意味があつたと思われる。

このように北朝に特徴的な諸官が廃止されていることが分かる。二点目・三点目には合理化の意図もあつたと思われるが、特に一点目・四点目・五点目には時代の転換を強調しようとする意図がうかがわれる。ここには、南北

統一を境に、割拠政権である西魏・北周、また北齊の、あるいは北魏以来の諸特徴を払拭しようとするとする姿勢と理解することができる。

(4) 漢の官制の採用

(2)・(3)で見たように、南北統一を契機として軍事的性格の縮小と、割拠政権である西魏北周や北齊に由来する特徴の払拭が図られているのだが、ではそれに替わるものとして用意されたのは何か、という問題が生じる。それは前漢、特に武帝期の制度である。

まず第一に最も端的なのは地方官制である。地方官庁として郡と県を置き、その上に監察単位として州を設定して中央から刺史を派遣し地方官の監察にあたらせるという制度、また都督府や總管府といった地方軍府を置かない体制は、前漢武帝期の制度と全く同じである。さらに煬帝は都尉を新設して軍事的要衝に置くが、これも漢の都尉を意識したものと考えられる。⁽¹⁹⁾ また名称においても多くの漢制にならつた。長史・司馬は贊治を経て丞へ、参軍事・行參軍は書佐・行書佐へと改名された。丞・書佐とともに漢の官名にならつたものと考えられる。

二つめは謁者台の設置である。謁者台は制度的には隋文帝期における散官の再編成の延長上に位置するのだが、それに謁者台という名称がつけられたのは、出使という職掌が漢制と同じだからであろう。また謁者台に漢の郎吏制度の影響が見られるという指摘もある。⁽²⁰⁾ さらに漢の謁者にあたる内史省の通事舍人を通事謁者と改名して謁者台に移していること、また謁者大夫の職掌に漢制との共通点がみられることからも、漢制を参考にしていることは確

実である。⁽²¹⁾

三つめは長秋監の改革である。長秋監において長官と次官、丞、さらに統括する三署において宦官ではなく士人を用いるという改革は、前漢や後漢末にならつたものと考えられる。北朝的な内侍省という名称を長秋監としたのも漢の大長秋にならつたものであろう。⁽²²⁾

四つめは殿内省の六尚である。殿内省が新設され、尚食、尚藥など六局が置かれたが、その名称は秦の六尚や漢の五尚にならつたものである。⁽²³⁾

五つめは、三師の廢止と寺・監の区別である。九寺の区別は北斉や文帝期にも見られ、文帝期末に九寺以外の寺は監とされ、区別を徹底した。寺と監は官制機構上では役割や地位が同じであるにもかかわらず、あえて区別したのは漢を意識したことである。つまり漢代の九寺の系譜を引くものを寺とし、そうでないものを監としたのである。ただし漢の系譜を引くとはいえ、その職掌や地位、重要性の隔たりは大きく、形式的、象徴的な改革と言える。煬帝はこれを踏襲し、また③で見たように、同様の官でありながら、三公を残し、三師を廢しているが、これは後漢の三公九卿、あるいは儒教經典に見える三公九卿⁽²⁴⁾を意識したものと考えられる。

このように多くの点において漢制を取り入れていることが分かる。司隸台のように実際の制度として漢制にならう場合もあれば、単に名称上の採用の場合もある。そこには積極的に漢制を取り入れると同時に、積極的に漢制を取り入れていることを官名をとおして主張しようとする姿勢があるようと思われる。

こうした漢制の採用という方向性は、実はすでに文帝期に萌芽的に見られる。いくつか例を挙げれば、州県二段

階制の採用、九品中正制の廢止と貢舉制の整備、寺監の区別の発生などがある。煬帝はこうした文帝期の流れをさらに徹底し、拡大したと言うことができる。

(5) 『周礼』の官制の影響、形式美の尊重

②・③に代わって漢制が取り入れられたのだが、さらに『周礼』の官制の影響も見られる。

一般に隋の官制は『周礼』にならった北周の官制を改めて、従来の漢魏以来の官制に戻したと理解されている。この理解は大筋では正しいが、一方で『周礼』の官制の影響も多く見出すことができるるのである。

第一に後宮の機構として三夫人・九嬪・二七世婦・八一女御が置かれた。これは文帝期末の制度を踏襲したもので煬帝の改革によるものではないが、『周礼』の官制の受容の端的な例である。

第二に尚書六部の序列が『周礼』の六官にしたがつて改められた。北齊の六部は吏部・殿中・祠部・五兵・都官・度支であったが、文帝は殿中を廃して工部を置き、吏部・礼部・兵部・刑部・戸部・工部とした。⁽²⁵⁾ 煬帝は序列を改めて吏部・戸部・礼部・兵部・刑部・工部とした。これは『周礼』の天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官と職掌において対応するように配列しなおしたものである。北齊・文帝期の六部も『周礼』を意識したものと考えられるが、煬帝はさらにそれを徹底したのである。この序列は唐に受け継がれる。

第三に、『周礼』の官制のような形式的美しさの尊重が見られる。①で確認したように省・台・寺・監それぞれにおける長官・次官の官品・名称・員数の統一、四等官制の整備、六部二四司のような整然とした機構、尚書省や

中書省・門下省、左右衛に見られる左右対称性など、煬帝期の改革では幾何学的・形式的な美しさが追求される。おそらく中国史上、実際に施行された官制では、最も形式美が備わっていると思われる。

官制に形式美を求めるという理念は、「周礼」に由来するものと考えられる。「周礼」の官制は調和のある階層構造と均質な対称性を備えている。⁽²⁶⁾ 例えば六官において長官以下の官属の員数・位階が統一され、また地位が一階下がることに員数が倍になつていて、こうした特徴は煬帝期官制においても中書省・門下省・尚書都省・一六衛府に典型的に見られ、長官・次官に限れば三台・九寺にもあてはまる。また六官相互の対称構造は煬帝期官制における六部・三台・九寺・五監・十六衛府それぞれにおける各単位の対称構造と共通している。

「周礼」の官制を強く意識したものであつたといふことができる。

以上のように煬帝期の官制改革には五つの特徴が見られる。次章ではこれをもとにして改革の意図について考察しようと思う。

第二章 官制改革の意図

改革の意図として、第一により完成された制度の実現がある。前章①で官制全体において大小様々な整備がなされていることを確認した。その理由としては、文帝期の官制はその後の官制に対し基本的な枠組みを提供したが、依然粗削りな部分を多く含み、さらに整備する必要があつたこと、また文帝期の官制が施行されて二〇年が経過し、

その間、南北統一や対外関係の変化、またそれに伴う国内の安定など、大きな変化を経験し、修正すべき点が顕在化したことが考えられる。四等官制や省・台・寺・監・衛・府の区別、また内史省（唐の中書省）と門下省の左右対称の機構などは、みな煬帝期に確立し、ほぼ改変を加えられることなく唐によつて採用されることになる。この意味で、煬帝期の機構・組織の整理は、秦漢以来の、あるいはそれ以後に生じた様々な要素が唐制へと連なつていく過程での最終段階の整備であつたと言つてよい。

第二に、隋朝の体制の強化と安定化を意図していたと考えられる。北周以来強大な権限が与えられた総管府は、しばしば反乱の基盤となつた。北周末、楊堅（文帝）が專權を強めた際、相州総管尉遲迴が、また煬帝が即位した際には、并州総管の漢王諒が、それぞれ総管の実力を背景に反乱を展開し、脅威を与えたのである。煬帝はこうした総管府を廃止する。そして、これと併せてもう一つ重要なことは、総管府に属し、兵力を供給してゐた軍府を鷹揚府制の中に組み入れ、中央軍の一六衛府に直属させたことである。⁽²⁷⁾ この結果、軍事機構は、都尉や鎮などの比較的小規模の地方軍を除き、中央の一六衛府に統合されたのである。

また宦官を抑制した。中国史上、宦官は皇帝との関係の緊密さからしばしば権力を握り、政治を乱して問題となることがあつた。近くでは北魏や北齊でも宦官の権力の拡大が見られたのである。煬帝はおそらくこうした傾向に対応して、秦や前漢、後漢末の政策にならい、宦官を管轄する長秋監の長官・次官・丞、さらに管下の三署において士人を用いたのである。もちろん宦官の権力の根源は皇帝との緊密さという点にあり、官制上の抑制では不十分であるが、煬帝期において宦官が政治上問題となることは見えず、この問題に対してもある程度皇帝による配慮がな

されていたことがうかがわれる。

さらに監察機構を拡大強化した。煬帝は従来の御史台に加えて新たに恒常的な地方官監察機関である司隸台を設置し、監察の対象を中央官のみから、全命官へと拡大した。監察官は「皇帝の耳目」と称されるように皇帝に直属し、官僚の非違・不法を糾弾して官制の健全な機能を維持するものであり、監察機関の拡大によつて、官僚機構に対する皇帝の影響力が強まつたことは疑いない。

このように総管府を廃止するとともに、軍事機構を中心の一六衛府のもとにはば統合したこと、また宦官を官制上抑制したことは、反乱や政治の混乱を引き起こしうる勢力を廃止、あるいは抑制したものである。監察機構の拡大も同じく、官僚機構が健康に機能することを狙つたものである。このことを前節①の機構・組織の整備とあわせて考えれば、そこには隋朝を建国し統一を成し遂げた文帝に対して、その後を受けた第二代皇帝として、官制の基盤を確立し、安定した統治を実現しようとする意志がうかがわれる。

第三に改革の意図として、軍事的性格の削減を挙げができる。前節②軍事的性格の縮小で見たように、煬帝期には一六衛府など実際の軍事関係の官府を除き、一切の軍官的名称が無くなるが、それは南北朝時代の軍官的名称の一般名称化と好対照である。この改革の目的は、一つには官名において文武の別をつけることについたと考えられる。ただそれだけではなく、その好対照という点こそが狙いだつたのではないだろうか。五八九年における南北の統一という事件は当時の人々にとって、あまりにも衝撃的な出来事だったはずである。四百年にも及ぶ分裂状態が解消され、煬帝が即位するころには旧南朝地域における反乱もおさまり、対外関係も安定する。官制におけ

る軍事的性格の縮小には、こうした時代の変貌を象徴し、かつ隋による南北統一の達成をアピールする目的があつたと思われる。

一つには社会に対してである。三国魏の時に都督府として初めて設置され、以後分裂の歴史と密接な関係を結んできた総管府が大業元年に廃止される。ここでは総管府の廃止を実質的な改革として区分したが、同時にその象徴作用も見逃すことはできない。地方軍政の要であつた総管府の廃止は管下の住民に対して強く戦時体制の終焉を意識させたに違いない。同様に郡の行政官から軍官的な名称が無くなつたこともそれを促したと思われる。

もう一つは官僚に対するアピールである。官僚の肩書からそれまで重要視されてきた柱国・都督などの散実官や將軍号が消えたことは時代の転換を象徴するには十分であつたろう。

このように、南北統一によって世の中が平静を取り戻したのを受けて、地方の軍事力が廃され、官制においては一六衛府など実際の武官をのぞいて武官的名称が一掃されたことにより、名実ともに平時的な官制がしかれることになるのである。

第四に改革の意図として、普遍性の獲得と全体性の回復が挙げられる。

前章で②軍事的性格の縮小、③北朝的性格の削減、④漢の官制の採用という特徴があることについて確認したが、④漢制の採用は、②軍事的性格の縮小や③北朝的性格の削減という方向性に対し、それと入れ替わる形で現れてくるのである。軍事的性格・北朝的性格は戦時的性格・割拠政権的性格と言い換えることができる。それは南北統一を果たした隋がぜひとも払拭する必要のある性格であつた。それに代わって新たに備えるべき性質として用意さ

れたのが漢制だったのである。

漢は分裂する以前において長い統一を実現した王朝であり、特に前漢武帝期は隋以前の中国史上で極盛とも言える時代だった。南北統一後の中国を統治するにあたり、前漢の体制にならおうとしたのは自然である。ただやみくもに漢制を取り入れたわけではない点には注意しなければならない。漢制の受容が最も顕著に見られたのは地方官制だが、例えば、監察の要である司隸台の六条は漢とは異なっている。⁽²⁸⁾ また漢では属官の辟召がなされたのに対し、隋では文帝期以来地方官は吏部によって任命されている。一方中央官でも、漢を意識して三公九卿を置きながらも、その実態は大きく異なっている。むしろ政策決定の制度は魏晋以来発展を遂げてきた三省制が整備されたのである。このように漢制の受容は、隋のおかれた現実に配慮し、また皇帝や中央の権限の強化・維持を優先させたものであつた。

そしてもう一点注意されるのは、漢制の受容において、実質とともになわない名称上の受容が多く見られることがある。つまり漢制の受容には現実的な機能とともに、象徴作用が期待されているのである。そこには分裂する以前の統一王朝である漢の、特にその最盛期である武帝期の体制にならおうとすると同時に、その漢になぞらえることで隋による分裂の克服を象徴しようとする意図があつたと考えられる。しかしそれだけではない。

三百年にわたって南北分裂を経験した世界を一元的に支配し統治していくためには、西魏・北周の軍閥的王朝の後継者としての隋ではなく、もっと普遍性をそなえた存在である必要があつたはずである。統一後も旧南朝地域では隋の支配に対する反乱が続き⁽²⁹⁾、また旧北斉領の山東地域は依然として遠心的性格を失つてはいない。⁽³⁰⁾ それらの地

域に臨むには、現実的な政策の配慮とともに、西魏・北周、東魏・北齊、南朝という分裂時代の枠組みを延長した体制ではなく、それらの共通の原点である漢へと立ち戻る必要があつたと思われる。漢という看板を表に出すことで、西魏・北周、東魏・北齊、南朝という枠組みを希薄化し、あるいはそらくことにより、一元的で、より普遍的な体制を確立することを意図していたと考えられる。

以上より前漢の制度の採用には、南北統一とそれを達成した隋の功績の象徴、漢の極盛期である武帝期の制度の採用とともに、普遍的性格の獲得と全体性の回復という意味があつたと考えられる。

また⑤で『周礼』の官制の理念が取り入れられたことを確認したが、これも普遍性や正統性の獲得が意図されていたと考えられる。『周礼』は理想的制度として漢以来、南北両朝において絶大な影響力を持つていたが、そうした『周礼』の官制の理念を取り入れることは普遍性と正統性の象徴として大きな意味があつたはずである。

第五に改革の意図として皇帝の権威を高めることが挙げられる。⑤で確認した形式美の追求は一面では職掌負担の均衡よりも重視された。現実の機能に即して官制を編成したならば、形式美は整わない。例えば唐代になると尚書六部の忙閑の差が鮮明になってくるが、こうした不均衡は隋の段階ですでにある程度は認識されていたはずである。それにもかかわらずあえて六部二四司という対称な機構、あるいは長官以下の官属の員数の統一という形式的調和にこだわったのはそれ自体に何らかの目的があつたからと考えられる。すでに述べたようにその目的の一つは、形式美や秩序によって『周礼』の官制との近さや完成度の高さを主張することである。さらにそこには皇帝の権威を象徴的に高める目的があつたと考えられる。

長官以下倍加していく員数によつて示される階層構造は、皇帝を頂点とする世界の構造を象徴的に示す。これは系統立てられた官名と統一された官品によつて容易に認識され、細かく規定された衣冠の色や装飾によつて視覚化される。一方、左右対称構造は皇帝の中心性を演出する。これは儀礼などにおける官僚の立位によつて表現され、また都城の上に官衙の配置として示される。このように煬帝期の官制は礼制や都城プランと補完しあつて、皇帝の権威を象徴的に高める機能を持つていたと考えられる。

以上、改革の意図を五点について考えたが、次節では唐がこの改革をどのように継承したのか考えることにする。

第三章 官制改革と唐の官制の関係

本章では隋から唐への官制の変遷について考えるが、まず文帝期から煬帝期への流れについて確認する。第一章で改革の特徴として五点を挙げたが、このうち①機構・組織の整理は文帝期の制度をより整備したものであった。また②軍事的性格の縮小については、南北統一後、軍府の削減などの措置が取られたものの、文帝期においては官制上は目立った変化は見られない。③北朝的性格の削減についても特になされた形跡はない。一方、④漢制の採用と⑤『周礼』の官制の影響は、先述したようにすでに萌芽的には文帝期にも見られたのである。つまり、煬帝期の改革は、文帝期以来の指向性を大きく外れるものではなく、一面ではそれを拡大し、徹底したものと理解することができる。

唐の官制は、建国当初しばらく混乱が継続することもあり、基本的な形ができるのは二代目太宗の貞觀中の

ことである。したがつてまず唐建国から貞觀期までの官制の変遷を見ることにする。

唐の高祖は即位すると、煬帝期の官制を大きく改め、文帝期の官制へと接近していく。こうした傾向は特に省・台・寺・監レベルによくあらわれ、少府監の太府寺への合併、国子監の太常寺への所属、謁者台の廢止、長秋監の内侍省への改名と宦官の任用、驃騎・車騎府制の採用などの点に特徴的である。また混乱状態への対応として、都水監の不置や軍器監の設置等の措置が取られた⁽³²⁾。こうした高祖期の傾向は、『文館詞林』卷六六九に武德四年（六二二）、華北を平定した際の詔として、

革命創制、方垂憲則、律令格式、即宜修定。未頒之前、且用開皇旧法。

とあり、新律令格式が頒布されるまでは、「開皇旧法」つまり文帝期の律令にならうと宣言していることにもうかがわれる。

しかしこのような文帝期への接近という方向性は、混乱の終息とともに再び多くの点で煬帝期の制度を回復するという形で改められていく。右に文帝期官制の採用の例として挙げた少府監の太府寺への合併、国子監の太常寺への所属、驃騎・車騎府制の採用等は煬帝期の制へと戻される。

唐の官制は、太宗の貞觀期に基本的な形が確定し、使職の本格的な進出をみる玄宗期までは形式的な改称と若干の変化がある他は、それほど大きな変化はない。その太宗の貞觀期の官制は、官品と員数において変化が見られるのみで、官制の機構や組織については唐的な新しい要素は散官など一部を除き見られず、大部分が隋の文帝期か煬帝期の制度を取り入れたものである。ではどういう点で文帝期の制度を採用し、どういう点で煬帝期の制度を取り

入れたのか、ということが重要な問題として浮かび上がる。

第一節において煬帝期の改革を、①機構・組織の整備、②軍事的性格の縮小、③北朝的性格の削減、④漢の制度の採用による普遍的性格の獲得、⑤『周礼』の官制の影響・形式美の尊重という五つの方向性に分類した。この五つのうち、唐は①・⑤を継承し、②・③・④については放棄して文帝期の制を採用する。この点については、第一章の分類と前稿とを併せて参考することで確認できるので、ここで四つの場合に分けて一つ一つ検証するのは避けるが、ほとんど例外がないと言つてもよい。このような取捨選択が何の意図からなされたかが、隋唐革命の意味を考えるうえで重要となる。

唐は煬帝期の改革中最も大きな比重を占める①機構・組織の整理については、ほとんど漏らす事なく継承する。

①は文帝期の官制に大小様々な修正・改革を加え、より完備された形態を実現したものであり、また⑤は漢以来強い影響力を持っていた『周礼』官制の要素を受容したものであり、これらの継承は自然なことである。

しかし②・③・④の放棄については疑問に直面する。②・③・④は南北統一に適応した国家創設の基本綱領の官制的表現である。統一王朝としての性格は煬帝期に同じく唐朝にもいえることだが、それにもかかわらず、なぜ唐朝は②・③・④を放棄したのであろうか。

漢制にならった諸制度が唐によつて放棄されたのは、一つには煬帝期においてその限界が明らかになつたことが考えられる。漢制にならった地方官制は隋末の混乱の中で治安維持能力の低さを露呈し、司隸台も煬帝期末に廃止されてしまう。また煬帝期官制の看板とも言える漢制の受容は、煬帝期否定の立場を取る初唐政権にとつては受け

入れることのできないものであつただろう。漢制の受容と表裏する②軍事的性格の縮小、③北朝的性格の削減が放棄されたのも同様に説明できる。しかし煬帝期の否定によるという理解からは唐が①と⑤を継承したことは説明できず、他にも理由があるようと思われる。この点については再び煬帝期へと戻り、その歴史の展開と官制改革との関連について追つてみる必要がある。

第四章 官制改革と煬帝期の展開

第一章において煬帝期の官制改革の特徴として、②軍事的性格の縮小、③北朝的性格の削減、④前漢の制度の採用による普遍的性格の獲得という方向性があることを見、また第三章においてそれらが唐朝によつて放棄されたことを確認した。これらの方向性は煬帝期の姿勢として、官制改革にとどまらず様々な局面において現れてくるはずである。ここでは官制改革から抽出した以上のような方向性を軸に、煬帝期の展開を再検討してみることにする。

隋文帝は西魏・北周と同じく長安に都を定めたが、煬帝は即位すると、洛陽に新都を建設し、長安とともに二都とする。高敏氏は煬帝の洛陽遷都について、閥中において生産力・経済力の発展が停滞する一方で山東のそれが成長したこと、また南北統一がなされたことを指摘し、これらの結果、水陸両交通の便が良く、旧北齊領・旧南朝領の統治の上でも都合の良い洛陽に新都が建設されたと述べる。⁽³³⁾ また山田勝芳氏は、『周礼』などの儒教經典の理想に従つて「土中」である洛陽に都を置いたとする⁽³⁴⁾。このように洛陽遷都は西魏・北周的な性格から一歩踏み出し、より普遍的な性格を獲得しようとする意図があつたのである。その後、大業六年（六一〇）には江都にも都に準ず

る地位が与えられており⁽³⁵⁾、関中を出て、旧北齊地域、旧南朝地域に支配を浸透させようとする意図がうかがわれる。併せて煬帝は洛陽・長安・江都をさかんに行き来しているが、これにも一元的支配を促進しようとする目的があるであろう。大業元年（六〇五）から二年にかけて江都へ行幸した際には、揚州に對して給復五年、江淮以南の旧総管内に對して給復三年の措置がとられており（『隋書』卷三煬帝紀上大業元年冬十月の條）、また大業六年の行幸の際には江淮以南の父老を招いて宴を開くなど（『隋書』卷三煬帝紀上大業六年夏四月の條）在地の有力者との交流がみられ、支配の浸透が図られているように思われる。さらに大運河を開削して、北は涿郡まで、南は江都をへて餘杭までが水運によって洛陽・長安と連結されることになった。このことは経済的な一元化を進めるとともに、統一の成果をいつそう大きなものとしたに違いない。

また氣賀沢保規氏は文帝期に關中に集中していた軍府の設置が、煬帝期になると關中を出て、広く東方・南方に広がること、そして在地指導層の権力内への包摶がはかられていることを指摘し、煬帝期の一連の改革をより広い基盤に立脚する普遍的権力の樹立、一元的支配の確立を追求したものとする⁽³⁶⁾。

このように、ほとんど關中から出ることのなかつた文帝とは対照的に、旧北齊領・旧南朝領への支配の浸透を意図した政策や活動が積極的に展開されているのである。そこには一地方政権としての性格を脱し、統一王朝にふさわしい支配の在り方を確立しようとする姿勢を見ることができる。

次に人事面について見ることにする。山崎宏氏は隋代における三師・三公・宰相・六部尚書・大將軍・總管の就任者について詳細に分析し、隋代の支配層が西魏・北周系を中心としつつも、煬帝期において南朝系の進出が見ら

れることを指摘する⁽³⁷⁾。王永平氏も同様のことを述べる⁽³⁸⁾。こうした動向は政策決定の中枢部にまで及んでいる。煬帝期における宰相とも言える「五貴」の構成を見ると、宇文述・蘇威（西魏・北周系）、裴矩（北齊系）、虞世基・裴蘊（南朝系）であつて、北齊系・南朝系の官人の進出が見られるのである。⁽³⁹⁾裴矩・虞世基・裴蘊はいずれも煬帝の抜擢によるものであつて、煬帝のイニシアチブのもとに支配層の脱西魏北周化が進められていることがうかがわれる。

また『隋書』卷三煬帝紀上大業五年春二月の条に、「制す、魏・周の官は蔭を為すを得ず」として、魏・周の官を蔭の対象から除外しており、ここにも西魏・北周的体質を脱しようとする姿勢が見える。こうした動向は、隋末における西魏北周系有力者の反乱を導くことになるのだが、逆に言えばそれは人事における南北統一への対応、普遍化が強力に推し進められたことを物語ついているのである。なお唐は『唐会要』卷五六起居郎起居舍人の項に、周隋の制勅文案が存在しないという房玄齡に対して太宗が「周隋の官蔭、今並びに収叙するに、文案既に無ければ、いかんぞ憑據と為さんや」と述べており、貞觀期においては周隋の官に蔭を適用しようとしていたのである。

さらに武人に対しても人事において制限を加える。煬帝は大業八年、次のような詔を出す（『隋書』卷四煬帝紀下大業八年九月己丑の条）。

軍國異容、文武殊用、匡危拯難、則霸德攸興、化人成俗、則王道斯貴。時方撥亂、屠販可以登朝、世屬隆平、經術然後升仕。豐都爰肇、儒服無預于周行、建武之朝、功臣不參于吏職。自三方未一、四海交爭、不違文教、唯尚武功。設官分職、罕以才授、班朝治人、乃由勲叙、莫非拔足行陣、出自勇夫、數學之道、既所不習、政事之方、故亦無取。是非暗于在己、威福專於下吏、貪冒貨賄、不知紀極、蠹政害民、實由於此。自今已後、諸授

勲官者、並不得回授文武職事、庶遵彼更張、取類於調瑟、求諸名製、不傷于美錦。若吏部輒擬用者、御史即宜糾彈。

ここでは乱世においては武功が尊ばれ、武人が登用されるのだが、治世においては武人はあくことなく貨賄を追求し、政治の混乱と民衆の苦難の源であるとする。そして武人に對して「文武の職事を回授するを得ず」という措置を探るのである。ここでいう「文武の職事」とは文脈から考えて、「文」に重点があることは間違いない。さらに吏部がこれに反した人事をした場合に對しては御史の糾弾を促し、徹底をはかつてゐる。また煬帝期の地方長官についてみると、武人の太守が減少し、代わつて官吏として有能なものや、地方官としての実績の高いものが多く任用されるようになり、南北統一に対応した人事がなされていることが分かるのである。⁽⁴⁰⁾

このような人事の變化に最も大きな打撃を受けたのは、西魏・北周から隋へと統一の過程に貢献してきた武人である。西魏・北周の政権上層部は軍人集団としての性格を色濃く備え、文帝期においても変わらず任用されていたが、以上のような措置により煬帝期にはそうした上層部との間に溝が生じることになるのである。西魏・北周系であること、武人であること、上層部であることは、文帝期においては多分に重複し、また調和していたのだが、ここに至つてその重複は薄れ、調和も揺らぐ。すでに見た煬帝期における非西魏・北周系官人の進出もこの点に連結していくのである。

こうした動向に對して、西魏・北周系有力者が隋末に反乱を起こしたことは先述したが、同様に軍人も反乱を起こしている。唐の高祖李淵、江都で煬帝を殺害した宇文化及はいずれもそうである。彼らは同時に西魏・北周系有

力者であるのだが、その下には軍人の積極的な反乱への参加も見られる。

このように、煬帝期の官制改革から抽出した、軍事的性格の縮小、北朝的性格の削減、前漢の制度の採用による普遍的性格の獲得という三つの方向性は煬帝期の政策全体において一つの軸となっていたことが分かる。そして重要なことは、そうした政策基調が隋末の諸反乱の直接的・間接的原因となつていったことである。ⁱ 東都洛陽建設や長城修築、大運河開削、ⁱⁱ 非西魏北周系官人の積極的登用、ⁱⁱⁱ 軍人の抑圧等はその政策基調に沿つものであるが、ⁱ は苛酷な労役による農民を中心とする暴動の、ⁱⁱ は西魏北周系有力者の反乱の、ⁱⁱⁱ は軍人の反乱の主要な要因である。そして総管府廃止などの漢制にならつた体制はこうした混乱に効果的に対応できなかつたのである。他ならぬ唐朝はこの反乱の有力勢力の一つとして始まり、その平定者として成立したのであり、反乱の実態を知り尽くしている初唐政権が反乱の主要な原因となつたこうした煬帝期の政策基調を踏襲しないのは当然の選択であった。その官制的表現である^②・^③・^④ の方向性が放棄されたことにはこうした事情が関係していると思われるるのである。

おわりに

以上より、隋煬帝の官制改革についてまとめるところのように言える。その目的は第一に、文帝期の官制における職掌の重複や過不足を調整・整理し、機構や組織を整備して、機能性を高め、より完備された形態を実現すること、第二に反乱や政治の混乱につながる部分を廃止あるいは抑制し、監察を強化することで隋朝の体制を安定させる」と、第三に南北統一に対応して過剰な軍事的性格や割拠政権的性格を払拭し、また漢制や「周礼」の要素を取り入

れ、前面に出すことで、より普遍的な性格を獲得することにあつた。唐は高祖期には隋文帝期の制度へと接近するが、太宗期になると、煬帝期官制のうち機構や組織を整備した部分の多くが回復される。そこには中書・門下の対称構造、寺・監とそれに所属する署の編成、四等官制などが含まれ、唐制の骨格を形成していく。一方で漢制の受容など普遍化を狙つた部分については採用されなかつた。

漢制の受容は、それによつて前漢の秩序と繁栄を再現しようとするとともに、南北朝共通の原点である漢を前面に出すこと、全体性の回復と普遍性の獲得を象徴し実現しようとするものであつた。普遍化という理念は官制以外の諸政策にも貫かれ、煬帝の治世の前半において隋の最盛期を出現させた。しかし水面下では様々な矛盾を醸成し、やがて隋末の混乱を導くことになる。そうした中、漢制にならつて整備された地方官制は隋末の混乱に効果的に対処できず、逆にその限界を露呈したのである。反乱の主要勢力のひとつから起こり、また煬帝期否定の上に自らの正当性を置く唐は、自然、煬帝期官制のうち、その象徴とも言える漢にならつた部分を廃止し、またその急激な普遍化政策を放棄して漸進的な姿勢をとる。

唐朝はまた、洛陽を中心とすえた煬帝期の体制を改め、西魏以来の長安を都とする体制を取る。さらに北周や隋の官陰を復活させる。こうした唐朝が初期において一面で持つてゐる保守的性格は、煬帝期における普遍化政策の挫折を認識しなければ十分に理解することはできない。この保守性は徐々に解消し、武后期から玄宗期にかけて唐朝的な普遍的世界が出現する。そこには洛陽の重視や地方官監察制度のように煬帝期に創設され、唐初に廃止された制度の復活も見られる。煬帝が抱いた理想はいつたん放棄された後、唐朝独自の方法と展開によつて実現される

のである。

註

(1) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』(史語所專刊、重慶、一九四四)三職官、六兵制。

(2) 浜口重国「隋の天下一統と君權の強化」、「所謂、隋の郷官廢止について」(『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九六六)。

(3) 杉井一臣「隋、煬帝の司隸台創設について」(大阪市立大學『中國史研究』八、一九八四)、氣賀沢保規「隋煬帝期の府兵制をめぐる」(『考察』(『律令制——中國朝鮮の法と國家』)汲古書院、一九八六、後、氣賀沢保規『府兵制の研究』同朋舎、一九九九所収)、平田陽一郎「隋煬帝期府兵制の再検討——総管制廃止と都尉官設置について」(『早稲田大學大學院文學研究科紀要』四五一四、二〇〇〇)。

(4) 驍果については、氣賀沢保規『驍果制考——隋煬帝兵制の一側面——』(『鷹陵史學』一一、一九八六、後、氣賀沢保規『府兵制の研究』同朋舎、一九九九所収)、黃永年「說隋末的驍果——兼論我國中古兵制的變革」(『燕京學報』新三期、一九九七)がある。また通守については谷川道雄

(5) 三省関連の改革で煬帝期において注目されるものに、給事郎の設置がある。これは唐の給事中による審読制度の開始として位置付けられている。雷家驥『隋唐中央權力結構及其演進』(東大図書公司、一九九五)一六八頁、袁剛『隋唐中樞體制的發展演變』(文津出版社、一九九四)一二頁、張國剛『唐代官制』(三秦出版社、一九八七)三〇頁など。

(6) 煬帝期の散官に関する研究については、宮崎市定『九品官人法の研究』(東洋史研究会、一九五六、後、『宮崎市定全集』六、岩波書店、一九九二)第二編第五章一五、王德權『試論唐代散官制度的成立過程』(『唐代文化研討會論文集』文史哲出版社、一九九一)、閻步克『品位与職位——秦漢魏晉南北朝官階制度研究』(中華書局、二〇〇一)第一章など。

(7) 氣賀沢保規註 (3) 訂 (4) 論文、平田陽一郎註 (3)

論文 黃永年註 (4) 論文、谷齋光「府兵制度考証」第四章『谷齋光史學文集』第一卷所収 江西人民出版社、一九九六)、菊池英夫「唐折衝府の分布問題に関する一解釈」(『東洋史研究』二七一、一九六八) 及び「唐初軍制用語としての「團」の用法——日本律令制下の「軍團」に触れて——」(1) (2) (中央大学文学部史学科『紀要』三九、四一、一九九四、九六) など。

(8) 高明士「從律令制論開皇・大業・武德・貞觀的繼受關係」(『第三屆中國唐代文化學術研討會論文集』一九九七)。

(9) 四等官制については前稿付表1を参照。四等官制は唐へと引き継がれるが、唐制については、池田温「律令官制の形成」(『岩波講座世界歴史』五岩波書店、一九七〇) 三一二頁の一覧表を参照。

(10) それまで門下に属していた城門・殿内・尚食・尚藥・

御府五局は新設の殿内省へ、また散騎系などの官が負つて

いた出使の任務や散官としての性質は謁者台へ、さらに起

居注制作の職掌は起居舍人の新設というかたちで内史省へと移される。この結果、門下省は南北朝期以来の、皇帝の近侍官として多様な任務にあたるという性格を大きく改め、政策決定を中心的な職掌とする機関となる(前稿d・門下

省の項)。

(11) 為帝期の太府寺改革は南朝梁の太府改革にならつたものである(前稿k・太府寺の項)。梁の太府については、

川合安「梁の太府創設とその背景」(弘前大学人文学部『文經論叢』一三三一三、一九八八)。

(12) 菊池英夫註 (7) 論文。

(13) 総管府については、山崎宏「隋代総管考」(『史潮』六四・六五合併号、一九五八)、菊池英夫註 (7) 「唐折衝府の分布問題に関する一解釈」、氣賀沢保規註 (3) 論文、

平田陽一郎註 (3) 論文、前稿o・地方官の項を参照。

(14) 府官が行政官となる過程については、浜口重国註 (2) 「所謂隋の郷官廢止について」を参照。また『隋書』卷二八百官志下によれば、煬帝期の改革において長史・司馬は贊治を経て丞に、參軍・行參軍は書佐・行書佐へと改名される。

(15) 宮崎市定註 (6) 「九品官人法の研究」四〇九頁、王徳權註 (6) 論文八五五頁。

(16) 文帝期の殿内侍御史の職掌のひとつに皇帝外出時の警備があつたが、煬帝期において殿内侍御史は廃止され、代わって候衛府に新設された察非掾がその職掌を担うことになる(前稿h・御史台の項)。

- (17) 『隋書』卷二八百官志下。
- (18) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』(史語所專刊、重慶、一九四四)。
- (19) 平田陽一郎註(3)論文九七頁註一一。
- (20) 王德權註(6)論文八五七頁。
- (21) 通典卷二中書省通事舍人の項に、漢の謁者儀射の職掌として「天子出ずれば奉引を掌る」とあり、隋志下に見える隋の謁者の「駕出すれば、御史と対にて駕を引く」と類似している(前稿i・謁者台の項)。
- (22) 前稿1・長秋監の項。
- (23) 通典卷二六殿中省の項註に
- 漢儀注曰「省中有五尚、即尚食・尚冠・尚衣・尚帳・尚席。」或云「秦置六尚、謂尚冠・尚衣・尚食・尚沐・尚席・尚書、若今殿中之任」
- とあり、殿内省の六尚との関連がうかがわれる(前稿f・殿内省の項)。
- (24) 漢の三公九卿の起源については、ト憲群『秦漢官僚制度』(社会科学文献出版社、一九〇〇)第四章を参照。
- (25) 『隋書』百官志中・下。
- (26) 山田勝芳『中国のユートピアと「均の理念』(汲古閣、二〇〇一)四五頁。
- (27) 氣賀沢保規(3)論文四六九頁。
- (28) 袁剛「隋朝監察制度述論」(北京大學學報)哲学社會科學版三六、一九九九年第六期)一四五、一四六頁。
- (29) 氣賀沢保規「隋代における江南の動向について」(鷹陵史學)二、仏教大學歷史研究所、一九七六)。
- (30) 氣賀沢保規「竇建德集團と河北」(東洋史研究)三一四、一九七二)。
- (31) 磯波護『唐代政治社会史研究』(同朋舎、一九八六)第II部第三章「唐の三省六部」二二六、二二八頁。
- (32) 隋文帝期から唐への官の編成の推移については、高明士注(8)論文、前稿付表2。
- (33) 高敏「閔于隋煬帝遷都洛陽的原因」(魏晉南北朝史論集)二、中國社會科學出版社、一九八三)。
- (34) 註(26)山田勝芳『中国のユートピアと「均の理念』一三〇頁。
- (35) 『隋書』卷三煬帝紀上、大業六年六月の條に「制す、江都太守の秩、京尹に同じくす」とある。
- (36) 氣賀沢保規註(3)論文四七三、四七四頁。
- (37) 山崎宏『隋朝官僚の性格』(東京教育大學文學部紀要)六、一九五六、同註(13)論文。
- (38) 王永平「隋代江南士人的浮沈」(歷史研究)、一九九

五年第一期)。

(39) 『隋書』卷四一蘇威伝に、

與左翊衛大將軍宇文述・黃門侍郎裴矩・御史大夫裴蘊・
內史侍郎虞世基參掌朝政、時人稱爲五貴
とあり、蘇威・宇文述・裴矩・裴蘊・虞世基の五人が煬帝
期において朝政の枢機に関与し、「五貴」と呼ばれていた。

なお文帝期には「四貴」と呼ばれる有力者集団が存在した
が、すべて西魏・北周系である。「五貴」の出自について
は、それぞれ蘇威(『隋書』卷四一)・宇文述(同六一)・
裴矩(同六七)・裴蘊(同六七)・虞世基(同六七)を参照。

(40) 註(4)拙稿。